

## 住宅改修事業者研修会 質問に対する回答

質問	回答
<p>申請書に添付する写真台帳（A4用紙に写真を掲載したもの）について、A4用紙に掲載する写真は2枚までなのか。</p>	<p>記入例では2枚掲載する様式となっておりますが、写真が鮮明に確認できるのであれば3枚以上でも可能です。 様式は任意ですが、写真の撮影日をパソコン等で印字挿入したものは使用できませんので御注意ください。</p>
<p>住宅改修費申請に必要な理由書を作成した場合の助成について知りたい。</p>	<p>当助成は、「日上市介護保険住宅改修費支給申請理由書作成助成事業実施要綱」に基づき、平成13年度から開始されています。 助成内容は、居宅介護支援の提供を受けていない要介護（要支援）者に対して、福祉住環境コーディネーター等の資格保有者が、申請に係る理由書を作成した場合、1件につき2,000円を助成するものです。 当助成は、申請者の申請に基づき助成するものですが、現在は、助成対象に該当した場合は、市から申請書を発送しています。</p>
<p>住宅改修費が支給された後に、被保険者（A）が死亡した場合において、同住宅に住む別の被保険者（B）が住宅改修を要する場合の上限額について知りたい。</p>	<p>住宅改修費の上限額は、被保険者ごとに20万円となります。ただし、改修内容が重複する場合は対象とならない場合がありますので、事前に御相談ください。</p>
<p>理由書は誰が作成すればよいか。</p>	<p>基本的にはケアプランの一部として、ケアマネジャー等のケアプラン作成者が作成します。 しかし、他の介護サービスを受けていないなど、ケアプラン作成者がいない場合は福祉住環境コーディネーター2級以上の資格保有者が作成します。</p>
<p>入院している要介護（要支援）者が退院前に手すりをつけておきたい場合であって、ケアマネジャーがついていない場合、理由書はどのようにすればよいか。</p>	<p>退院後にほかの介護サービスを利用しない場合であって、ケアプラン作成者がいない場合は、福祉住環境コーディネーター等の資格保有者が作成します。</p>
<p>段差を解消するためのスロープ設置工事における着工前後の写真について、撮影時にスケールで測るのはどの部分か。</p>	<p>段差が分かるように、段差の高さとスロープの長さを測るようお願いします</p>

<p>室内の扉を開き戸から引き戸に変更する改修工事を行う場合、レールや戸車の設置は給付対象なのか。</p>	<p>開き戸から引き戸に取り換える場合レールや戸車の設置に関しては給付対象です。 しかし、元々が引き戸だった場合で、戸車やレールが老朽化したための取り換えや修理は対象となりません。 なお、元々引き戸であった場合で、引き戸の仕様や本人の介護度の関係で「安全に開閉をすることができない」などの理由がある場合はご相談ください。</p>
<p>住宅改修費支給申請に係る届出書（事前・事後申請）について、被保険者が自筆する箇所はどこになるのか。</p>	<p>記入例にあるとおり、届出書の中段部分の氏名欄になります。その他については自筆である必要はありません。（パソコン印字も可）</p>